

平成 27 年 4 月

森林国営保険に加入されていた皆様
及び森林保険に加入をご検討の皆様へ

森林国営保険が「森林総合研究所」へ移管されました

「森林国営保険法等の一部を改正する法律」が平成 26 年 4 月 9 日に可決・成立し、昨年 4 月 16 日に公布され、これまで国が実施してきた森林国営保険は平成 27 年 4 月 1 日に国立研究開発法人森林総合研究所（以下「森林総研」という。）に移管されました。

○名称は、「森林保険」となります。

○移管時点で有効なご契約は、森林総研に自動的に引き継がれています。

○森林総研に引き継いだ後も、ご契約の補償内容に変更はございません。

※ただし今までと違い契約継続の場合は、保険満了日の 30 日前までに都森連への申込書提出と保険料の払い込みが必須条件となりますので御注意ください。

森林保険は、森林所有者自らが突然の災害に備える唯一のセーフティネットであり、重要な公的保険です。移管後も、法律に基づいて国がしっかりと関与していくこととしておりますので、引き続き、森林保険をご利用いただきますようお願い申し上げます。

窓口が東京都森林組合から都森連としんれんに変わりました

東京都内の森林についての保険の申込みや損害発生通知の窓口は、これまで東京都森林組合でしたが、平成 27 年 4 月 1 日より、東京都森林組合連合会としんれん（都森連）に変わりました。

御不明な点等ございましたら、以下の連絡先にお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

<新しい連絡先>



東京都森林組合連合会としんれん（都森連）

〒190-0181 西多摩郡日の出町大久野 7852

TEL : 042-597-2881

FAX : 042-597-1520